

報告第 15 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の
報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 28 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

処 分 事 項

損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損 害 賠 償 の 額	損 害 賠 償 の 相 手 方	事件の概要	和解事項
令和 5 年 6 月 5 日	89,899 円		令和 5 年 4 月 16 日午後 6 時 10 分頃、 羽曳野市河原城 769 番地付近において、 相手方車両が市道 河原城 13 号線を走 行していたところ、 道路の右側の側溝 にずれた状態で設 置されていたグレ ーチングを踏んだ 際にこれが跳ね上 がり、相手方車両の 右側面下部及び右 前方のドアに接触 し、損傷したもの。	(1) 本件事故の 責任割合につい ては、市を 70%、 相手方を 30%と する。 (2)本市は、相手方 に対し事故に関 する一切の損害 賠償金として左 記金額を払う。 (3) 相手方は、本 市に対しその余 の請求権を放棄 する。